

宮城県農業農村整備事業等の工事における
「誰もが働きやすい現場環境の整備と女性活躍を促進するモデル工事」実施要領

(趣旨)

第1 建設産業において、就業者の高齢化と担い手不足が進行する中、女性技術者の建設産業界への進出は、業界を支える貴重な担い手として期待されており、その上で男女ともに働きやすい就業環境の整備が求められている。

本要領は、誰もが働きやすい現場環境の整備と、女性の活躍の場の拡大のために宮城県農業農村整備事業等の工事において試行する「誰もが働きやすい現場環境の整備と女性活躍を促進するモデル工事」（以下「モデル工事」という。）の実施に当たり必要な事項を定めるもの。

(実施方法)

第2 発注者は、モデル工事の実施に当たって、別紙1に基づき入札公告及び特記仕様書に、その旨を明示するものとする。

2 受注者は、現場の環境整備に努め、別紙2の仕様を満たす仮設トイレを発注者と協議のうえ設置するものとする。

3 受注者は、女性の主任技術者、監理技術者、現場代理人及び担当技術者（以下「女性技術者」という。）もしくは、女性技能者を配置するよう努めるものとする。

4 担当技術者は、受注者と直接の雇用関係があり、主任（監理）技術者のもとで工程管理、品質管理その他の技術上の管理や技術上の指導監督を補佐する技術者とする。

(女性技術者の配置)

第3 女性技術者の配置については次のとおりとする

2 受注者は、担当技術者に女性技術者を配置する場合は、契約締結後10日以内に、「女性担当技術者・技能者配置通知書」（別紙3）を発注者に提出しなければならない。

また、受注者は、女性技能者を配置する場合は、担当分野に従事する10日前までに「女性担当技術者・技能者配置通知書」（別紙3）を発注者に提出しなければならない。

3 受注者は、女性技術者を配置する場合又は女性技能者が現場に就労する場合は、女性専用の仮設トイレ及び更衣室を発注者と協議のうえ設置するものとする。

4 男女別の仮設トイレの設置に当たっての仕様は、別紙2に基づくものとする。

(積算方法)

第4 発注者は、受注者と協議のうえ、仮設トイレ及び女性専用の更衣室等の設置費用について、別紙4に基づき計上するものとする。

(工事成績考査等)

第5 発注者は、女性技術者が配置された場合又は女性技能者が就労した場合で、次に掲げる要件に該当する場合は、別紙5に基づき、当該工事の工事成績考査において加点評価す

るものとする。女性専用仮設トイレを設置せず、別紙２を満たす男性専用仮設トイレのみを設置した場合は別紙５の加点評価は行わない。

（１）主任技術者、監理技術者、現場代理人のいずれかに配置された場合は、全工期の５０％を超える期間従事していること。

（２）担当技術者として配置された場合、又は女性技能者が就労した場合は、担当する分野に係る期間の５０％を超える期間従事していること。

（３）（１）及び（２）の期間の対象は、着手日を指定した当該工事の場合においては、工事に着手した日までの日数を除いた期間、工事一時中止があった場合においては、その中止期間を除いた期間を対象とする。

２ 発注者は、受注者が女性技術者を配置できなかった場合、女性技能者が就労しなかった場合、又は別紙２の仕様を満たす仮設トイレを設置しなかった場合において、そのことによる文書での改善指示や工事成績考査の減点などの措置は課さないものとする。

附 則

この要領は、令和２年９月１日から施行する。

この要領は、令和３年１１月１日から施行する。

この要領は、令和４年４月１日から施行する。ただし、令和４年３月３１日以前に入札公告したモデル工事で令和４年４月１日以降に完成検査を行うものについては、要領第５条第１項における工事成績考査への加点評価は令和４年４月１日施行の要領を適用する。

この要領は、令和８年１１月１日から施行する。